

因果的説明について

太田 雅子

1. 説明と複数の原因

物事を説明するとき、とりわけ不測の事態を説明しようとするときには、それが起きた原因を指摘することが多いように思う。例えば、飛行機が墜落したのはエンジンがトラブルを起こしたから、優勝候補と目されていたチームが試合で勝てなかったのは主力選手をけがで欠いていたからだ、などと説明され得るだろう。しかし、原因は必ずしもひとつのものに特定できるとは限らないし、むしろ多くの場合は様々な原因が挙げられるだろう。その飛行機のパイロットは実は操縦ミスを行っていたのかもしれないし、あるいは計器類に異常があったとも考えられる。チームが試合で負けたのも、(選手層が厚いので)主力選手を一人二人欠いていたくらいで負けるとは考えにくく、競技場の芝の状態が悪かったからではないか、あるいは、全体的にファウルが多く試合そのものに緊張感が欠けていたからか、などと、次々に原因を挙げることができる。このような場合において私達がひとつの有力な説明を得ようとするならば、どのような方法を採用だろうか。

ひとつの考え方は、そのとき成立していた条件全体の集合を原因として認めることである。これはミルによって提案されたものであり、実際、出来事についてどうしても説明がつかない場合、この手段がとられることが多い。しかし、これでは、説明項となりうる原因をどの範囲まで認めればよいのかが明確でない。飛行機事故の原因として、パイロットの操縦ミスや計器類の異常の他に、当日の気圧配置、機体のコンディションなども考慮に入れられるだろう。だが、「もしxということがなかったら、飛行機は墜落しなかっただろう」という反事実的条件文のxに当たる部分を原因の候補としてみなすならば、操縦していたのが他のパイロットでなかったことや、乗客が何人乗っていたということまで原因の範囲に入れなければならず、そうすることは原因の範囲を安易に広げてしまうことになるのではないだろうか。デイヴィドソンは、「⁽¹⁾スミスが死亡したのは梯子から足を滑らせたからだ」という説明が不十分だとするミルの見解を取り上げて批判している。ミルによれば、もしスミスの体重が12ストーン(約76kg)でなく羽のように軽かったならば梯子から落ちてでも死ななかつただろうが、先の説明はこの点に言及していないので不十分である。これに対してデイヴィドソンは、スミスの死の原因として「スミスが梯子から転落したこと」よりも、「スミスが体重12ストーンであって梯子から転落したこと」の方が説明としてどうして有効といえるのか疑問であるという。スミスの体重が12ストーンあり、羽のように軽くなかったということスミスの死の原因として認めるのなら、スミスが鳥でなかったことや、地球に引力があることまで原因の中に入れなければならなくなるだろう。

もうひとつ考えられる方法は、原因として考えられる諸要件のうち、主な原因と、それと結果との間の因果関係を可能にする背景条件とを区別するものである。例えばマッチの火がつくことの原因は、十分な酸素があること、マッチが乾いていること、マッチが擦られることである。主な原因を背景条件から区別する基準は、それが通常の状態と較べて特異であることや、人間によってコントロールできることであると言われている。その基準によれば、原因となるのはマッチが擦られたということだけであり、その他のことは背景条件となる。このような形で複数の原因を整理することができれば、出来事の一定の説明を与えることは可能かもしれない。だが、それらの原因(条件)の中から主な原因を特定するのが困難な場合もある。飛行機事故が起こった際に、パイロットが操縦ミスをし、計器に異常があり、天候も不良、などの異常な条件が皆揃っていたとしよう。この場合、「人間によってコントロールされること」という基準によれば、飛行機を操縦していたパイロットのミスが主な原因として特定されるだろう。だが、マッチの場合と異なり、正常な飛行を不可能にする条件がこれだけ揃ってい

ば、パイロットが操縦ミスをしよとしまいと事故は起こりえたとも考えられる。一方、その他の条件も、普通の状態から逸脱しているという点では同じなのだから、どれが主な原因なのかを判別することは難しい。

このように、複数の原因が考えられるときに説明をひとつに絞ろうとする試みは何らかの困難にぶつかる。しかし、私達は必ずしも原因をひとつに特定しようとはしないかもしれない。究明される原因は、手元にある手がかりや専門的知識の有無に応じて異なるし、またどのような立場をとるかによっても異なるだろう。どうしても説明をひとつに絞りきれないのなら、原因が複数あることを受け入れた上で、「複数の要因が複雑に絡んでこのような事態を引き起こした」という形の曖昧な説明に終始するかもしれない。この言い方もある意味では「ひとつの説明」である。ただ納得のゆく説明がひとつ与えられればよいというだけなら、数々の原因をひとまとめにして、「AかつBかつC…のゆえにXが生じた」という形式をとればよい。飛行機事故の説明でも、条件によってはこの形をとらざるを得ない場合もあるだろう。しかし、そのような形の説明が出来事の本当の原因を不明瞭にし、有力な説明としての役割を果たし得ないのではないかという疑問は残る。

そこで私達は、理想的な因果的説明とはどのようなものかを追究する際に、①出来事の説明をひとつに特定できる、という条件の他に、②出来事の原因をひとつに特定できる、というやや強めの条件を設定したいと思う。つまり、これら2つの条件を満たす因果的説明が可能であるか否かということが、これからの考察の問題点になるのである。

この問題設定は、「いかなる認識にも左右されないただひとつの世界が存在する」ことを掲げる实在論の擁護に類似したところがある。実際、キムは、客観的なただひとつの説明の存在を主張する立場を「説明实在論(explanatory realism)」と呼び、説明の問題を实在論的視点で捉えることを試みる。その試みが成功しているかどうか、次章で見てゆくことにしよう。

2. 説明实在論と説明除外の原則 (The Principle of Explanatory Exclusion)

キムによれば、「説明实在論」は次のように定義される。(説明項をC、被説明項をE、両者に対応する出来事をそれぞれc、eとして)「cがeと一定の客観的關係Rをもつという事実によって、CはEの説明項となる⁽³⁾」。一方「説明反实在論」では、説明項と被説明項の關係が私達の信念や知識に応じて決まるのであり、出来事cとeの間の客観的關係は必要とされない。これらに対応する形で、キムは因果性についても实在論と反实在論を区別している。「因果的实在論」が、因果性は实在の側の客観的特徴であるとしているのに対し、因果性のあることと別の物事の恒常的相伴として知覚することであるに過ぎないとするヒュームのような立場は「因果的反实在論」に分類される⁽⁴⁾。そして、キムは説明实在論で主張される出来事間の關係Rは因果關係であると断定し、説明实在論が因果的实在論を含意すると主張する。これに従って説明实在論の定義に因果關係を読み込むと、「出来事cと出来事eとの間に因果關係が成立しているならば、cの記述Cはeの記述Eの説明項である」ということになる。

キムの言うように因果關係を説明实在論に求められる客観的關係だと認めるとしても、その關係が複数成り立つように見える場合、説明をひとつに絞る決め手となるものは何なのだろうか。キムの基本的な立場は、「どの出来事にも単一の完全で独立した説明しかあり得ない⁽⁶⁾」、言い換えれば、「同じ出来事または現象の、2つかそれ以上の完全で独立した説明は共存し得ない⁽⁷⁾」というものであり、説明に対するこのような制約を「説明除外の原則」と呼ぶ。この原則は裏を返せば「同じ出来事の不完全で独立でない説明は複数存在しうる」ということになる。つまり、「単一の出来事の2つの(またはそれ以上の)説明が適切に関連しあっていること」、「説明のうちのひとつがそれ自体完全でないか、他の説明に依存しているかのいずれかであるようなしかたで関連していること⁽⁸⁾」を知るか信じる理由があれば、複数の説明を受け入れてよい。説明实在論の定義に従えば、複数の原因があればそれだけ複数の説明が成り立ち、説明除外の原則と矛盾するように思われる。しかしキムは、以下に示す6つの事例のうちの5つが、説明除外の原則にも説明实在論にも抵触しないことを示している。ここでキムがどのような事例を挙げているのか、具体例を交えてみることにしよう⁽⁹⁾。

[C₁, C₂: Eの因果的説明項、c₁, c₂, e: C₁, C₂, Eによってそれぞれ表現される出来事]

1) c₁=c₂である場合、すなわち単一の出来事が異なる記述によってピックアップされた場合。たとえばeが「Aの崖からの転落」であり、C₁が「BがAを突き落とした」、C₂が「Bが両手を前に伸ばして崖っぷちに立って

いるAの方へ進んでいった]であるようなとき。これは実質的には記述 C_1 と C_2 に共有される出来事とeの間に因果関係が成り立っていると考えればよい。説明実在論によれば、説明を根拠付け、その客観的内容を構成するのは出来事間の客観的關係である。更に、先に述べた説明実在論と因果的実在論との関連により、説明に要求される客観的關係というのは因果関係に他ならず、それが C_1 または C_2 とEを結びつける説明関係となる。説明が個別化されるのも、説明関係で関連づけられた出来事によってであり、(反実在論者が考えるように)記述や命題の論理的、概念的、及び認知的関係によるのではない。

2) c_1 が c_2 に還元可能か、または付随する(supervenient)⁽¹⁰⁾場合。例えば c_1 を「痛みを感じること」、 c_2 を「C繊維の興奮」、eを「顔をゆがめること」としてみよう。付随する、あるいは還元された出来事(ここでは心的出来事)に関する因果関係は、eを物理的に捉えた「基底」出来事("base" event)⁽¹¹⁾を含む因果的、法則的關係に付随するか還元されると考えられるべきであり、その意味では2つの説明は独立ではないとされる。仮に基底出来事をe「顔面神経の緊張」とすれば、説明「痛みを感じたから顔がゆがんだ」で表される因果関係は「C繊維が興奮したから顔面神経が緊張した」における因果関係に付随するか還元されることになる。

3) c_1 と c_2 が部分的原因である、すなわち因果的条件の単一で十分な集合の構成要素である場合。キムが挙げている例は、立ち往生した車を一人が引いて一人が押し、その結果車が動き出すというものである。この場合、どちらを原因としても説明は不完全になるだろうが、そのことは実在論には影響しない。出来事間の因果関係は説明項關係の客観的相関物、あるいは客観的内容を構成するものであり、特定の因果関係が部分的原因に過ぎない出来事を与えるときは、それに対応する説明項もまた不完全であると考えられる。逆に因果関係において十分な原因が与えられれば、説明項もまた完全で十分であると見なされる。

4) c_1 と c_2 が出来事eに至る同じ因果連鎖の異なる節(link)である場合。例えば玄関の鍵をかけ忘れた(c_1)のために空き巣が入り(c_2)、現金が紛失した(e)ときなどである。この場合は後の方の出来事が先の出来事に因果的に依存しているのだから、それらを原因とした説明にも依存の關係が成り立つ。

5) c_1 が c_2 の部分である場合。「授業中クラスの生徒が騒いだので先生に怒られた」というとき、 c_1 は「クラスの〇〇君が騒いだこと」で、 c_2 が「クラスの生徒全体が騒いだこと」となる。 c_1 と c_2 を原因とした説明はそれぞれ独立ではなく、また完全でもない。

6) c_1 と c_2 が独立しており、それぞれがeの十分な原因である場合。これは因果的過剰決定(causal overdetermination)と呼ばれる事例であり、説明除外の原則が当てはまらない。この原則によれば、出来事の完全で独立した説明はひとつしかないからである(この事例については4章で取り上げることになるだろう)。

6)を除く1)~5)では、複数の説明が実は単一の説明であることや、それらが相互に依存していたり、単独では完全な説明にならないということが示されている。そして、出来事間に複数の説明關係が成り立っても、それらのいずれかのみでは説明として不完全であるか、あるいはひとつの説明が他の説明に依存していることが明らかであれば、出来事間に成り立つ客観的説明關係がひとつであることを否定する理由にはならない。前者の場合はいくつかの説明項を加えて説明を完全にすることによって客観的説明を得る可能性が残されているし、後者では説明間の依存關係によって説明項と被説明項の關係をひとつに絞ることができる。果たしてこのことは、客観的なひとつの説明を得るための決め手となりうるのだろうか。2つの観点から検討してゆきたい。

2-A 出来事と記述の關係

1)と2)における原因の扱い方は、様々に記述され、記述が変わっても關係そのものは変化しないという出来事の性質を踏まえている。因果性を出来事間の關係とする限り、原因と結果がどのように記述されようと、根底にあるのはひとつの因果關係に過ぎないというのがキムの立場であろう。

それを一応は認めても、彼の分析の方法にはなお疑問が残る。それは、出来事を記述から切り離して扱うことができるのかという疑問である。確かにひとつの出来事は様々に記述されうるが、記述なしでは表現できないという性格も持っている。原因となる出来事を記述するとき、私達は単に出来事に任意の記述を当てはめているのではない。説明として文全体を見たときに、その文脈における結果に対する原因として、因果的に適切であると思われる記述を用いて出来事を取り出しているのである。「BがAを突き落とした」と「Bが両手を前に伸ばして

Aの方へ進んでいった」が同じ出来事の記述であっても、Aが崖から転落したという出来事が殺人事件であるという観点からすれば前者の記述を説明項として採用するかもしれないし、人体の落下運動として見れば後者の記述を選択するだろう。出来事の間には、確かに何らかの関係が成り立っているかもしれないが、それが因果関係であるかどうか、もしそうだとしたらどの出来事と出来事を結びつけるかは、私達がそれらをどう記述するかにかかっている。⁽¹²⁾記述から切り離して出来事同士の関係として因果関係を捉えることには、やはり限界があるのではないだろうか。

2)について。とりわけ人間の振る舞いについて原因を求めるときには、私達は既に説明となる記述の種類(心的か物理的か)を限定していることが多い。顔をゆがめている人に「なぜそんな顔をしているのか」とたずねて「C繊維が興奮しているからだ」と答えられたとしよう。その人の顔をゆがめている物理的原因を知りたいのならば、私はその答えに納得するかもしれない。しかし、私が要求する答えは心的なものかもしれない。その場合、その人が答えとした出来事を「痛み」という心的出来事と結びつけることができなければ、説明として納得するのは難しいだろう。確かに、心的出来事の物理的出来事への付随や還元可能性を否定するのは困難であるが、それを根拠に物理的出来事同士の因果関係が「基底的」因果関係なのであるとすることは、因果的説明から心的記述のみならず心的出来事さえも排除してしまうことになるのではないか。心身問題について、キムはひとつの客観的な説明を得る根拠を与えているように見えるが、心的な出来事がなぜ(心的、物理的を問わず)出来事の因果的な説明項になりうるのかを明確に示していない。

現に、人間の振る舞いの説明には、物理的因果関係のみでは裏付けられない側面もある。例えばサッカーである選手がゴールを決め、得点になったとする。これは、「選手がゴールの方向に向かってボールを蹴ったから得点が入った」というように、原因と結果を表す文として分析することができ、更に選手の身体の動きとボールの運動の間の因果関係を表す文に分析されるかもしれない。しかし、両者の因果関係の間には決定的な違いがある。前者の場合、彼がそのときゴールの方向に向かってボールを蹴ったことが得点が入ったことの因果的説明項になるためには、「白い枠にネットを張った物体の中にボールを入れると得点になること」や「彼がオフサイドの位置にいてボールを受けると反則になること」などサッカーのルールがあらかじめ前提されていなければならない。一方、「得点」や「反則」などの概念は物理的記述では意味をなさないで、これらのルールは後者の物理的な因果関係に適用することはできない。よって、前者の因果関係が後者に依存しているということにはならず、得点が入ったことの説明がより物理的なレベルの因果関係に基づいているとはいえない。

私達は先程、「説明としての原因は文脈に応じて、結果に見合うように記述される」という点に触れたが、この「文脈」の中にはこのようなルールや法律、社会的慣習なども含まれる。もし選手がボールを蹴ったことがサッカーのルールをふまえて記述されていなければ、その出来事はボールがネットを張った白い枠の中に入ったことの原因にはなっても、チームに1点が入ったことの原因にはならず、得点を説明できないことになる。この点から見ても、キムの説明モデルは、出来事間の因果関係をその記述よりも重視するあまり、説明を狭く捉えすぎているといえる。

2-B 原因同士の関係と説明の完全性

説明实在論では、因果関係の完全性と説明の完全性は一体のものである。ある出来事が結果の出来事の部分的な原因でしかないならば、その出来事を原因とした説明は不完全と見なされる。それによって「どの出来事にも完全で独立したひとつの説明がある」という説明除外の原則を裏付けることができるようになる。3)、4)および5)に見られる2つの原因にはそれぞれ依存関係があり、それらの記述は単独では出来事の完全な説明項にはなり得ない。そこで関連する出来事を表す記述を説明項として付け加えてゆけば、より正確な説明に近づいてゆくことができると考えられる。仮に、そうして完全なひとつの説明が得られたとしよう。そのとき、その説明は、説明实在論の定義「cとeの間に一定の客観的關係Rが成立するならば、CはEの説明項となる」に適ったものといえるのだろうか。

例えばキムは、3)に相当するもうひとつのケースとして自動車事故とその原因の関係を挙げている。⁽¹³⁾事故は、渋滞した交通や凍った路面、欠陥のあるブレーキ、運転手の経験不足などの原因によって説明される。それぞれの原因は単独では事故の説明にはなり得ないかもしれないが、いずれも「事故を引き起こすのに本質的な役割を

果たす」という点で共通しており、この共通項によって「十分な原因」としてまとめられる。しかし、説明实在論において、CがEの説明項になる条件はあくまで「cとeの間に客観的説明関係Rが成り立つこと」であり、「(十分な原因のメンバーとしての) $c_1 \dots c_n$ とeの間にRが成り立つこと」ではないはずである。もし、Rが出来事の集合と個別の出来事との間に成り立つことによってひとつの完全な説明が得られるのだとしたら、その説明における $c_1 \dots c_n$ のそれぞれとeの間の因果関係はRではないことになり、説明实在論の図式は崩れてしまうだろう。

複数の原因の間の関係が3)より密接である4)、5)についても同様のことが当てはまるのではないか。確かに、連帯責任が問われるような場合でも、単に「クラスの生徒が騒いだから先生に怒られた」と言うだけでは不十分であるし、どういう因果連鎖をたどったのかを明らかにしなければ、なぜ現金が紛失したのかを説明できない。だが、いくつかの原因を挙げて完全な説明を作ったとしても、その説明はもはや説明实在論の定義のような単純な形式に当てはまるものではなくなるだろう。

3)~5)では、説明がひとつに決まらない場合でも説明实在論に影響はないということを示すために、説明の「完全性」にポイントが置かれている点に特色がある。しかし、「完全性」や「独立性」という性質は、実際はそのようには機能しているように思えない。説明を完全にするために説明項としての原因を増やせばそれだけ、「客観的説明関係R」が説明項と被説明項の間のどの部分に位置を占めるのかが不明瞭になるからである。これらの性質を考慮に入れるなら、説明实在論の定義を複数の説明項を許容するよう変更するか、あるいは出来事の個別化の基準を明確に示す必要があるだろう。そうでなければ、説明除外の原則が説明实在論をベースにしている以上、その原則もまた効力を失うことになる。

2-Aおよび2-Bから明らかになるのは、説明除外の原則を以てしても説明をひとつに決めることはできないということだろう。もっとも、この原則は実際は出来事間の説明関係R=因果関係が究極的にはひとつであるということ述べているに過ぎず、この関係に基づく限りでなら複数の説明が成立しても不都合はない。それでも、因果関係は出来事をどう記述するかによって相対的に決定され、その意味で出来事の間には依然として複数の因果関係が存在する余地は残されている。また、原因同士に依存関係があることが明らかである場合でも、説明の完全性に訴えることで客観的な因果関係の存在を示そうとすれば、個別的出来事間の因果関係が客観的説明関係であるということを否定せざるを得なくなる。いずれにしても、出来事間の関係を客観的説明関係とすることで出来事のひとつの決定的な因果的説明を得ようとする試みは成功していないといえる。

3. 因果性と法則

もう一度、問題の出発点に戻ってみよう。私達は始めに、①出来事の説明をひとつに特定できる、②出来事の原因をひとつに特定できる、という2つの条件から出発した。そして、キムの説明实在論にその手がかりを求めたが、「客観的な説明関係」や、説明をひとつに絞るための原則を用いていながら、実際には①②いずれとも相容れないものであることが明らかになった。ならば、私達はこれらの条件を却下すべきなのだろうか。しかし、まだその段階ではないと私は考える。キムの説明モデルが出来事の決定的なひとつの説明を得ることに成功していないのは、説明項及び被説明項となる出来事間の因果関係を素朴に客観的であると想定しているからである。だがその客観性は、「いかなる記述にも左右されない」という意味のそれではないし、原因をひとつに特定する効力ももたないことが前章で明らかになっている。そこで、出来事間の因果関係に頼ることなしに因果的説明の客観性を裏付けるものがあれば、私達にはまだ①や②を擁護しうる可能性は残されている。説明の客観性の裏付けを、私達はどこに求めたらよいだろうか。

まず思い浮かぶのは「法則」の存在であろう。私達は自然科学の法則を客観的であると認めるだろうし、日常的な出来事の説明でも、究極的には特定の分野の法則に合致するものももっとも信憑性があると信じている。キムは法則的關係を客観的説明関係と見なすことには反対しているが、法則を度外視して因果関係という説明関係が客観的であるといえるのだろうか。⁽¹⁴⁾

例えば、私が荻窪に行くとき必ず雨が降る、というようなことが何度も続けば、「私が荻窪に行くとき雨が降る」という一般化言明は因果的事実を表しているように思われるかもしれない。だが、普通はこれは偶然の一致が重なっ

たものであると見なされ、荻窪に行くことと雨が降ることの間に客観的な関係が成立しているとは認められない。これに対して、「低気圧が近づくと雨が降る」という説明では、低気圧の発生から雨に至るまでのいくつかの因果連鎖の客観性は自然法則によって裏付けられている。出来事の連鎖が因果的・客観的であるかどうかを決定づけるのは、(必ずしも自然法則のような厳密なものとは限らないにしろ)、何らかの法則の存在であるように思われるのである。

それならば、何らかの法則に支持された因果関係は、出来事の一定の説明を可能にするのだろうか。この点を明らかにするために、説明に法則を要求するヘンペルの立場を取り上げ、そこから因果的説明がどうなされ得るかを見ることにする。

ヘンペルは科学的説明の様々なモデルを提出しているが、ここで取り上げるのは、因果的説明に類似性があると思われる DN (Deductive-Nomological) モデル⁽¹⁵⁾である。これは、説明に用いられる特定の事実 (C_1, \dots, C_k) と、それらを説明する法則 (L_1, \dots, L_r) との結合により説明を行うという方法である。このモデルでは、「降雨」という現象も、「低気圧が発生する」「雲が厚くなる」などの説明的事実と、それに応じた気象学的な法則によって説明される。

ヘンペルによれば、因果的説明は、「因果的前件 (C_1, \dots, C_k) が被説明項 (E) の発生のための十分条件である」という一般法則があると主張する点で、DN モデルに当てはまる。だが、「出来事 b が出来事 a によって引き起こされる」という主張によって含意される法則は、「それに適した状況において A の実例としての a が B の実例としての b を伴う」という一般化言明⁽¹⁶⁾であるとされる。例えば「マッチを擦る」ことが「火がつく」ことを引き起こすには、十分な酸素の存在、マッチが乾いていること、擦るときの強さなどの条件が必要であるように、因果的な過程には様々な背景条件が介在している。そして、それらが明確にされないうちは、上のような形で原因と結果を結びつける法則が存在するということが言えるに過ぎない、というのがヘンペルの考えである。

DN モデルにおける因果法則は、あくまで「ある背景条件が整えば」という但し書きのもとでの、「ある種類の出来事の後に続いて別の種類の出来事が起こる」というもので、出来事を説明するために必要な原因を特定するには弱過ぎる。更に、ウッドワードが挙げている次のような例⁽¹⁷⁾も、DN モデルの不完全性を示すためには有効であろう。例えば、「紫色の炎が発生したこと」について、以下の 2 つの説明があったとする。

- (a) 回線のショートが紫色の炎を引き起こした。
- (b) カリウム塩の存在が紫色の炎を引き起こした。

DN モデルによれば、(a)は特定の回線がショートしたという事実および、「ある条件のもとで回線がショートすれば紫色の炎が出る」という法則とで形成され、同様に(b)も、発火した特定の場所にカリウム塩があったという事実と「ある条件のもとでカリウム塩があれば紫色の炎が出る」という法則によって形成されることになる。一見、これらの説明はひとつの出来事を 2 つの原因によって説明しているように見えるかもしれないが、実際は何が説明されているのかが(a)と(b)では異なっている。(a)が述べているのは、回線のショートが出火の原因であるということであり、その際発生した炎が紫色であったということの原因ではない(回線のショートが引き起こす炎は必ずしも紫色であるわけではないから)。それに対して、(b)で説明されているのはカリウム塩の存在が炎を紫色にするということである。すなわち、(a)における因果関係が「回線のショート」と「出火」の関係であるのに対し、(b)におけるそれは、カリウム塩と炎の紫色との間の関係である。説明に含意される因果法則が出来事のタイプの間の関係を表すとされる DN モデルでは、ある性質を持った出来事を被説明項とする場合、なぜその出来事が起きたのかの説明と、なぜその出来事が当の性質を持つのかの説明を区別できず、説明項と被説明項の因果関係を正しく捉えることはできない。

このように、複数の原因をもつ因果的説明に関して、DN モデルでは完全にカバーしきれない事例も存在する。そして、それらの事例の中でとりわけ厄介なのが、以下に挙げるような説明過剰決定の場合である。

4. 因果的(説明)過剰決定の問題

2章6)の事例は因果的過剰決定であったが、ヘンペルは「説明過剰決定(explanatory overdetermination)」の例として「銅製の棒を加熱するとともに縦方向の圧力を加えれば棒が長くなる」という現象を挙げている。⁽¹⁸⁾ DNモデルによれば、この現象は2種類のしかたで説明される。第一の説明には、「銅製の棒は熱すれば長くなる」という法則と、この特定の銅製の棒が熱せられたという「初期条件」が前提として導入される。そして第二の説明には「銅製の棒は縦方向の圧力を加えられれば長さを増す」という法則と、この銅製の棒がその種の圧力を加えられたという初期条件から形成される。結局、法則と初期条件を前提にした論証からはどちらからも同じ結論が得られ、いずれの論証も説明と見なされることになる。ということは、銅製の棒が熱せられたから長くなったのか、それとも縦方向の力を加えたから長くなったのか、決定できないのである。

これらのような説明が不完全なのではないかという批判に対してヘンペルは、説明が完全であるかどうかという問いの答えは、「何が説明されるのか」によって異なるので、そのような批判は根拠がないと述べている。⁽¹⁹⁾ もし説明される事実が「銅製の棒が長くなったこと」であるならば、いずれもその説明としての役割を果たしているが、「銅製の棒がこれこれの長さで伸びたこと」ならば、どちらも説明として不適切だからである。

2章でも指摘したことであるが、この問題はキムの説明実在論によっても解決されない。「銅製の棒が長くなる」という出来事は、「棒を熱する」「棒に縦方向の力を加える」という、それぞれに独立した十分な2つの原因を持つことになるので、説明の間の依存関係やそれぞれの不完全性を示して説明除外の法則に訴えることはできない。キムの立場は実在論に立脚しているが、説明を出来事間の関係でなく事実と法則を用いた推論によって行うヘンペルの立場を反実在論とするならば、この問題は実在論によっても反実在論によっても解決されないことになる。出来事の原因を挙げることによってひとつの決定的な説明を与えるという目的にとっては、看過することのできない事例である。

5. 結びに

私達は、出来事の説明項としてその原因をとる際に、ひとつの納得のゆく説明があるということがいかにして立証されるかを考察してきた。そして、その目的に適うと思われたキムやヘンペルの説明モデルを取り上げたが、それぞれに問題点が指摘されただけでなく、説明(因果的)過剰決定という新たな課題も生じてきた。私達は物事の説明としてよくその原因を挙げるが、実はその際用いられる「因果性」が何を意味するのかが立場によってまちまちであることに、因果的説明を取り扱う際の難点があるといえる。因果的説明の客観性の根拠をキムのように出来事同士の関係に求めるか、それともヘンペルのように法則による推論の妥当性に求めるか、この違いは、因果性そのものをどう捉えるかの違いでもある。更に、何をもちて説明を完全であると見なすのかの基準も明らかではない。私達が最初に掲げた条件①②(特に②)は、その点では因果的説明の理想的モデルの条件としては厳しすぎたということを認めざるを得ない。しかし、もし本稿で指摘した数々の問題点がクリアされれば、出来事の決定的な原因を与える説明が可能になるかもしれない。因果的説明に関わる問題をどう解決してゆくかは、今後の考察に委ねられている。

註

- (1) Donald Davidson, "Causal Relations," in *Essays on Actions and Events* (Oxford: Clarendon Press, 1980) [[「因果関係」、服部裕幸・柴田正良訳『行為と出来事』所収、勁草書房、1990年], p.150.
- (2) Jaegwon Kim, "Explanatory Realism, Causal Realism, and Explanatory Exclusion," (以下ECE) in P. French, T. E. Uehling, Jr., and H. K. Wettstein (eds.), *Midwest Studies in Philosophy*, 12(1987), pp.225-39, also reprinted in D-H. Ruben (ed.), *Explanation* (New York: Oxford University Press, 1993), pp.228-45.
- (3) ECE, p.226.
- (4) ECE, pp.229f.
- (5) ECE, p.226.

- (6) ECE, p.233.
- (7) Jaegwon Kim, "Mechanism, Purpose, and Explanatory Exclusion," (以下 MPE) *Philosophical Perspectives*, 3(1989), p.89.
- (8) ECE, p.233.
- (9) ECE, pp.233-5. 3)以外の例は、話を具体的にするために筆者が考案したものである。
- (10) ECE, p.234. なお、原文では c_1 は大文字になっていたが、ミスプリントであることが確認されたので、訂正して引用した。
- (11) MPE, p.90 でキムは、「心理的出来事や状態に関する因果関係を、より基本的な物理的因果過程に付随するか、あるいはそれに還元可能であると見なすことが可能である」と述べており、それを考慮すればここで言及されている「基底」出来事は物理的出来事であると考えるよと思われる。
- (12) メラーは、因果関係が出来事間の関係であることの根拠となる「指示の透明性(同じ対象を表す語に置き換えられても文全体の真理値は変わらないという性質)」が、出来事間の関係なしでも成立することを論証するとともに、因果関係は出来事の間ではなく文で表される事実の間の関係であると主張し、同様の結論に至っている。see D. H. Mellor, "The Singularly Affecting Facts of Causation," in *Matters of Metaphysics* (Cambridge : Cambridge University Press, 1991), pp.213-5, 222.
- (13) MPE, p.91.
- (14) ECE, p.228.
- (15) Carl G. Hempel, "Aspects of Scientific Explanations," [長坂源一郎訳『科学的説明の諸問題』、岩波書店、1973年]、in *Aspects of Scientific Explanations and Other Essays in Philosophy of Science* (New York : The Free Press, 1965), pp.335f.
- (16) Ibid., pp.348f.
- (17) James Woodward, "A Theory of Singular Causal Explanation," in D.H. Ruben(ed.), *Explanation* (New York : Oxford University Press, 1993), pp.249-50.
- (18) Hempel, op. cit., pp.418f.
- (19) Ibid., p.419.

註(10)の箇所における記号の大小の確認の際、Jaegwon Kim 教授に直接助言を頂くことができた。教授にはこの場を借りて感謝申し上げます。